

●行政視察報告 下関市議会 星出恒夫議員

○調査都市：蒲郡市

・日 時：令和7年10月²⁷~~26~~日（月）13時50分～14時50分

・場 所：蒲郡市 会議室

・対応者：蒲郡市上下水道部 水道課 鷹巣央佳課長、鈴木望主幹兼経営給水係長

水道課 石川浩太郎

・内 容

【水道料金改定について】

1 料金改定の経緯

・人口減少、節水機器の普及等による水需要の減少により収入が減少してきたことと県営水道料金の値上げや耐震化工事、老朽管の布設替え費用の高騰のより支出が増加してきたことが主要な要因であり、令和3年改定の経営戦略で料金改定を想定し、令和7年度から料金改定を実施した。

2 料金改定にあたって、改定前と改定後の市民への周知方法

- ・改定前の周知⇒広報がまごおり、市ホームページ、検針票
- ・改定後の周知⇒市ホームページ、検針票

改定前については、改定率が低いこともあり、特に反対の声も聞かれなかったため、住民説明会などは行っていない。

改定後については、令和6年12月議会（12月16日）に水道料金改定の条例案が可決され、その後、市報でお知らせすることとした。

3 料金設定の考え方

・総括原価方式により、総括原価を需要家費、固定費及び変動費に分割した結果、従量料金は据え置き、基本料金のみを改定した。

各口径の改定割合は、13 mm及び 20 mmの口径の改定率に配慮。

4 一般会計からの繰り入れに関する考え方

・毎年総務省から提示される「地方公営企業繰出金について」（繰出基準）に示されたものを基本として一般会計から繰り入れている。

現在、特例として基幹管路の更新に一般会計からの繰入金を受け入れている。

5 軽減措置廃止の経緯

・生活保護受給者への軽減措置を令和 7 年 10 月使用分の料金から廃止。

廃止理由：二重給付の状況を解消。水道事業の収支改善のため。

6 県営水道からの購入に関する契約水量と金額の変遷

・愛知県営水道から購入する契約水量（承認基本給水量）については、毎年少しずつ減量しています。受水費につきましても減少傾向にある。

	承認基本給水量	基本料金（税込）	受水費（税込）
<u>令和 7 年度</u>	30,900m ³ /日	444,824,952 円	
<u>令和 6 年度</u>	31,100m ³ /日	447,466,800 円	734,955,708 円
<u>令和 5 年度</u>	31,300m ³ /日	450,309,288 円	727,908,634 円

○調査都市：伊勢市

・日 時：令和7年10月28日（火） 13時20分～14時40分

・場 所：伊勢市議会委員会室

・対応者：環境生活部 浦井由紀恵参事、市民交流課 山下智也課長

地域自治推進係 森田 潤係長

・内 容

【まちづくり協議会について】

1 まちづくり協議会の概要

・市内全域に 23 のまちづくり協議会を設立。生活に身近な活動を行っている人たちや、地域の様々な団体が集まって、より複雑になった現代の地域課題について話し合い、解決する組織と定義した。

・まちづくり協議会で出来ることとしては、①地域の未来を話し合う機会をつくる②幅広い世代、組織のアイディアを出し合う③テーマごとに部会をつくって企画実行する。

2 まちづくり協議会への財政支援

・①事務運営費（基本額 180 万円＋家賃補助 60 万円＋集落支援分 60 万円）

②活動事業費（基本額＋世帯割額＋臨時特例分）

基本額⇒世帯数によって、90 万円から 120 万円

世帯割額⇒350 円×世帯数＋5 万円

③広報紙配布等協力金

世帯数により、2 万円から 20 万円

3 まちづくり協議会への市職員等の人的支援

- ・地区担当制度⇒課長級以上職員 各地区 3～6 人
- ・その他の支援として、①情報交換の場 ②研修会の実施 ③デジタル化支援
④ふるさと未来づくり推進委員会

4 まちづくり協議会の主な活動内容

・防災活動（図上訓練及び防災教室等）、教育・文化活動（放課後クラブ、寺子屋塾）、交流事業（町民体育祭など）、地域の困りごとなどを解決するおたすけ隊、それぞれの地区での広報紙の発行、まちづくりを考える集い、

5 まちづくり協議会の課題と対策

・人口減少、少子高齢化、生活様式の多様化等を背景として、地域の人材不足が深刻な問題となっている。まちづくり協議会の持続的な運営を図るため、地域を支える人材の確保。育成に取り組む必要がある。

・事業所・企業・NPO 等との連携を進めるとともに、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰でも参加出来る組織・事業運営に取り組む必要がある。

・将来的に自立した団体となることを目標に、市の委託事業やコミュニティビジネス等により、財源の確保に努める必要がある。

○調査都市：津市

・日 時：令和7年10月29日（水）10時15分～11時15分

・場 所：津市市議会委員会室

・対応者：危機管理部防災室 新山雅人防災室長、災害対策担当 境 司副主幹
中村 天駆主事補

・内 容

【個別避難計画等について】

1 個別避難計画作成にあたっての経緯

・避難行動要支援者 20,986 人のうち、次のポイントで対象者の絞り込みを開始 ①地域におけるハザードの状況 ②避難行動要支援者本人の心身の状況 ③独居等の居住実態⇒対象者 3,257 人を抽出⇒避難支援等関係者に取り組みの説明を実施

2 個別避難計画作成の概要と現在の進捗状況

・令和5年10月から個別避難計画作成の案内・意向確認書を送付し、作成に同意する場合に記入のうえ回答をもらう対応⇒回答あり 1,863 人、回答なし 1,394 人

・令和6年1月から自治会、自主防災会に検討を依頼し、その中で避難場所の確認を含めた検討を行っていただき、支援の可否・支援方法の回答をもらう対応⇒支援を希望 456 人、支援を必要としない 998 人

・例を6年4月から作成した個別避難計画を避難支援等関係者へ提供⇒作成済み件数 299 件 65.6%（299 人／456 人）

3 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例制定に係る経緯と制定後の実態

・平成 27 年 7 月 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を施行
本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や自治会等の避難支援等関係者に市が保有する「避難行動要支援者」の情報提供が可能に⇒
平常時に活用する名簿への対象者の搭載率が 96%（17,251 人／17,865 人）
となった。

4 個別避難計画作成に関する問題点と対策方法

・299 件が作成されているが、引き続き取り組むところもあれば、自治会で難しいところもある。別のアプローチを検討しなければならない。福祉団体などの協力を求めていくことも検討。

5 避難所全体の種類別の数とそのうち、空調設備（主に冷房）のない避難所の種類別の数

・指定避難所は 171 か所。そのうち、洪水は 154 か所、土砂災害は 150 か所、地震は 169 か所、津波は 123 か所、高潮は 157 か所。
・一時的に避難することを目的に指定した指定緊急避難場所には空調設備を整備しておらず、中長期にわたり避難生活を送ることが想定される指定避難場所には空調設備が整備された避難スペースを設けており、風水害時には空調が整備されたスペースへ案内することとしている。

大規模災害時に備え小中学校等の体育館についても空調設備を整備できるよう施設管理者および所管課において調整し、徐々に空調整備工事に着手している。